

【改正】乳幼児用玩具に新規制 日本で「消費生活用製品安全法」が施行（2025年12月25日以降）



- 経済産業省（METI）により消費者製品安全法（消安法）が改正され、乳児用玩具（3歳未満向け）には新たな安全技術基準が適用されることになりました。
- 2025年12月25日より、日本で販売する乳児用玩具（3歳未満向け）は、消安法が指定する安全技術基準に適合する必要があります。
- 上記日付以降、乳児用玩具には、製品本体やパッケージの見やすい位置に「子供PSCマーク」を表示することが義務付けられます。
- 消安法が指定する技術基準は以下の通りです。
 - ISO 8124-1:2022およびISO 8124-2:2023
 - EN 71-1:2014+A1:2018およびEN 71-2:2020、または
 - ASTM F963-23(セクション4.1、4.2、4.5から4.19、4.21から4.28、4.30から4.41に限定)

1. ST基準（ST2025）-改正消安法の連携

- 一般社団法人 日本玩具協会（JTA）にて2025年4月より施行のST基準（ST2025）に適合することをもって、改正消安法の「乳幼児用玩具」の技術上の基準に適合するものとされる等、ST基準と改正消安法間の連携が進んでいます。
- ST2025によるST検査に合格、且つ子供PSCマークを表示することが義務付けられる「乳幼児用玩具」には、同マークを組み込んだSTマークを使用することが可能となります。

2. SGSのサービス

- SGS香港およびSGSバンコク(タイ)は、ST基準のうち第3部「化学的特性」に関する基準適合検査について、JTA(日本玩具協会)より認可を受けています。これに基づき、SGSジャパンでは該当試験の受諾を行っています。
- また、国際基準等に基づく「使用年齢基準適合確認」のサービスも実施しております。日本向け輸入に際し「年齢基準判断」にお困りの際、アセスメントが可能です。
- その他海外向け、ISO 8124やEN71、ASTM F963等の主要な基準に基づく、玩具の安全性に関する試験も承っております。
- SGSジャパンでは海外試験場と連携し、本法規に係る上記サービスを実施しております。
- 世界最大の試験、検査、認証サービス企業です。持続可能性、品質、信頼性のグローバル基準としてそのサービスが認められております。ご不明点等、何時でもご相談下さい。

お気軽にお問い合わせください：

SGS ジャパン株式会社

コネクティビティ&プロダクツ

メール：JPSLHL@sgs.com

SGS

When you need to be sure